

(一八)が避難生活の際に要した、生活費増加費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は六十七万一千五百円と認めるのが相当である。

#### エ 就労不能損害

(一八)は、避難前、下水処理場の水質検査等の仕事をしており、平成二二年は二八一万五七七一円の給与があったこと、平成二三年六月から八月までの間と同年九月から平成二四年四月までの間はそれぞれ短期で就労していたこと、平成二四年五月からは月額二〇万円程度の収入を得ていること、(一八)の感覚としては本件事故前に比べて収入が下がっていることが認められる。

平成二三年三月から平成二四年六月末日までの間は、本件事故による避難に伴い、就労困難又は転職による収入減少が認められ、三一四万六五八二円の損害が生じたと認められる。また、平成二四年七月以降も、本件事故前に比べて収入が下がったことが認められ、その転職による収入減少は、本件事故と相当因果関係のあるものと認められ、緊急時避難準備区域の解除から二年後である平成二五年九月まで一五か月分である五一万九六四六円(二八一万五七七一円÷一二年二〇万円)×一五)の就労不能損害を認めるのが相当である。合計は、三六六万六二二八円である。

#### オ 通勤交通費増加分・放射線検査費用

(一八)が避難生活の際に要した、通勤交通費増加分及び放射線検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は通勤交通費増加分七万九二〇〇円、放射線検査費用六万八〇〇〇円と認めるのが相当である。

#### カ 精神的損害(慰謝料)

(一八)は、緊急時避難準備区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、本件事故から平成二四年六月三〇日まで二二万円(一六か月分とすると、月額一三万二五〇〇円相当)を認めるのが相当であり、その後は、緊急時避難準備区域の解除から少なくとも一年後である平成二四年九月三〇日まで三か月分である三〇万円(一〇万円×三)を認めるのが相当である。合計二四二万円である。

#### (6) 既払金の充当

被告東電は、ADR手続において、六五八万二九三三円(うち一三〇万円は直接請求時の仮払金として既に支払われたものとして控除され、五二八万二九三三円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、既払金合計六五八万二九三三円を(一八)に生じた損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一八)の既払額欄記載のとおり、損害額に充当する。

#### (7) 弁護士費用

弁護士費用は、二五万四五四七円(六万二七九一元とADR手続分一九万七三六円の合計額)を相当と認める。

#### (8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一八)の認容額欄記載のとおりである。

#### 一九 原告番号一九一～四について

##### (1) 世帯の概要

(一九一)は昭和五五年×月×日生まれの女性、(一九二)は昭和五五年×月×日生まれの男性、(一九三)は平成一六年×月×日生まれの女性、(一九四)は平成一八年×月×日生まれの女性である。本件事故当時、(一九一～四)は、福島県郡山市において自宅(借家)に居住していた。

##### (2) 避難の経緯

(一九一)は、東京在住の友人から助言を受けたことや、パソコンで情報収集したところ、子どもらへの影響を考えると不安になり、子どもらを被ばくさせたくないと考えて、(一九一、三、四)は、平成二三年四月二〇日、福島県郡山市から京都市へ避難した。(一九二)は、平成二七年四月、福島県郡山市から京都市へ避難した。

##### (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年八月から平成二七年一月までの間に、(一九一～四)は、複数回、面会交流や冠婚葬祭のため一時帰宅し、面会交流のため京都市を訪問した。

##### (4) ADR手続における和解

平成二七年三月二五日、(一九一～四)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は三九万九千八百円を支払義務があること、中間指針追補に基づく既払金一三六万円を除いた残額の二六三万二千九百八十円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(一九一、三、四)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、京都市へ避難した日を含む月である平成二三年四月から平成二五年三月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。(一九二)の避難は本件事故と相当因果関係のあるものではない。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号一九)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

##### イ 避難費用

###### (ア) 移動費用

(一九一、三、四)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害であるが、避難には無料のバスを利用したことが認められるから、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号一九)のとおり、かかる損害額は〇円である。

###### (イ) 避難費用(面会交通費)

(一九一～四)が面会に要した費用について、前記第一で述べたとおり、面会交通費としては、(一九一、三、四)が帰宅する費用は認められないが、(一九三、四)が、福島県郡山市に残って生活していた(一九二)と面会交流する利益はあることに加えて、これに関して(一九一)は費用を支出していたのであるから、(一九一)が平成二三年八月から平成二五年三月までの間に支出した費用のうち、(一九二)が(一九三、四)の避難先の京都へ訪問するのに要する費用の

限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。したがって、標準交通費一覧表（自家用車、公共交通機関）の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》（原告番号一九）のとおり、かかる損害額は合計二五万四四〇〇円と認められ、（一九一）に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

（ウ） 避難費用（一時帰宅費用）

（一九一、三、四）が一時帰宅に要した費用については、本件事故と相当因果関係があるものと認め、（一九一）に生じた損害と認める。その額は、三万七千七百〇〇円であり、それ以上は、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

（ア） 二重生活に伴う生活費増加費用（一般）

前記のとおり、平成二三年四月から平成二七年四月まで、（一九一、三、四）と（一九二）が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等を含む生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年四月以降、合計八一万円について、（一九一）に生じた損害と認める。

（イ） 家財道具購入費用

（一九一、三、四）が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、世帯分離を生じていたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは（一九一）に生じた損害と認められる。

（ウ） 生活費増加費用（食費増加分）・携帯電話増加分

前記二重生活に伴う生活費増加費用の損害を超えて、本件事故による避難によって、食費や携帯電話通話料が増加したと認めるに足りる証拠はない。

（エ） 生活費増加費用（避難雑費）

（一九一、三、四）の避難に伴い、面会交通費や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められ、（一九一、三、四）が避難していた平成二三年四月以降について損害と認めるのが相当である。合計一〇八万円の限度において、（一九一）に生じた損害と認める。

（オ） 生活費増加費用（自治会費）

（一九一、三、四）が避難生活の際に、新たに要した自治会費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は三万三千九〇〇円と認めるのが相当である。

（カ） 家賃差額・引越の際の礼金

（一九一、三、四）は、平成二六年八月から賃貸マンションに移転し、（一九二）が避難する際、さらに別の賃貸マンションに移転したため、福島県郡山市で居住していた際と家賃差額が生じ、礼金が新たに要した旨主張しているが、平成二五年四月以降に生じた損害であるから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

（キ） ダクト交換費用

（一九二）が避難する際、経営していた店舗を閉めて引き渡す際に、ダクト交換をする必要があった旨主張するが、前記のとおり、（一九二）の避難は本件事故と相当因果関係がないし、ダクト交換の必要性も認められないから、本件事故と相当因果関係のある損害とは認められない。

エ 就労不能損害

（一九一）は（一九二）の経営する飲食店において働いていたことは認められるが、収入があったことを認めるに足りる証拠はないから、就労不能損害は認められない。

オ 検査費用・検査交通費

（一九一～四）が、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として一七〇〇円を支出し、そのための交通費として五八八〇円を支出したことが認められる。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた（一九一～四）が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用及び交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

カ 精神的損害（慰謝料）

（一九一～四）は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、（一九一、二）は各三〇万円、（一九三、四）は各六〇万円が相当である。

（6） 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、（一九一、二）に対して各一二万円、（一九三、四）に対して各七二万円を支払っていること、（一九一～四）に対して、ADR手続において、三九九万二千九百〇円（うち一三六万円は直接請求により既に支払われたものとして控除され、二六三万二千九百〇円のみ支払われている。）を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計四三一万二千九百〇円のうち、（一九一）に対して二九九万二千九百〇円を、（一九二）に対して一二万円を、（一九三）に対して六〇万円を、（一九四）に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号一九）の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

（7） 弁護士費用

弁護士費用は、（一九一）につき、一三万三千五百〇円（一万七千五百〇円とADR手続分一万六千三百〇円）を、（一九二）につき、一万八千〇〇円を、（一九三）につき、〇円を、（一九四）につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

（8） まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》（原告番号一九）の認容額欄記載のとおりである。

二〇 原告番号二〇一～八について

（1） 世帯の概要

（二〇一）は昭和四七年×月×日生まれの女性、（二〇二）は昭和四四年×月×日生まれの男性、（二〇三）は平成八年×月×日生まれの女性、（二〇四）は平成一〇年×月×日生まれの男性、（二〇五）は平成一二年×月×日生まれの男性、（二〇六）は平成一七年×月×日生まれの女性、（二〇七）は昭和一五年×月×日生まれの男性、（二〇八）は

昭和一九年×月×日生まれの女性である。(二〇一三～六)は、(二〇一、二)の子であり、(二〇一七、八)は(二〇一二)の親である。本件事故当時、(二〇一、三～八)は、福島市において自宅(持ち家)に居住し、(二〇一二)は中国へ単身赴任していた。

#### (2) 避難の経緯

(二〇一)は、国の定めた年間二〇mSvの基準はおかしいと感じて、自ら周囲の空間線量を計測してみると、高い値が出ており、その後、保養活動を通じて、被ばくを避けるために避難することは重要であると感じるようになり、避難を決意した。そして、(二〇一、三～六)は、平成二三年三月二四日、福島市から埼玉県へ避難し、同年四月五日頃、福島市へ戻った。(二〇一、四～六)は、平成二四年一月四日、福島市から京都市へ避難した。なお、(二〇一二)は、本件事故当時、中国へ単身赴任していたが、平成二六年三月、帰国した後は福島市の自宅で居住している。(二〇一三、七、八)は、(二〇一、四～六)が京都市へ避難した後も福島市の自宅に居住していたが、(二〇一三)は、進学のため、平成二七年四月から山形県で居住している。

#### (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二四年一月から平成二七年八月までの間に、複数回、(二〇一～六)及び(二〇一)の母は、面会等のため一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。

#### (4) ADR手続における和解

平成二九年六月一九日、(二〇一～八)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は七九六万七〇二一円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金二六四万円を除いた残額の五三二万七〇二一円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(二〇一、三～六)の埼玉県への避難、(二〇一、四～六)の京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、埼玉県への避難にかかる避難交通費、及び(二〇一、四～六)が京都市へ避難した日を含む月である平成二四年一月から平成二五年一二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二〇)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠<略>の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

##### イ 平成二三年分生活費増加費用及び移動費用

(二〇一、三～六)が避難に要した費用のうち、平成二三年一二月末日までに生じた生活費増加費用及び移動費用は、本件事故と相当因果関係があると認められ、かかる損害額は合計一七二万円と認めるのが相当であり、(二〇一)に一六四万円、(二〇一七、八)に各四万円ずつ生じた損害と認める。

##### ウ 避難費用

##### (ア) 避難交通費

(二〇一、四～六)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号二〇)のとおり、かかる損害額は合計六万二四〇〇円(二万〇八〇〇円と二万〇八〇〇円と一万〇四〇〇円と一万〇四〇〇円の合計額)と認めるのが相当であり、これを(二〇一)に生じた損害と認める。

##### (イ) 面会交通費

(二〇一～六)及び(二〇一)の母が一時帰宅や面会に要した費用のうち、九九万二三八八円の限度で本件事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当であり、これは(二〇一)に生じた損害と認める。(二〇一二)が、上記費用の一部を負担した分もある可能性があるが、避難生活を送っていたのは(二〇一)であり、他の避難に伴う費用も(二〇一)が負担しているし、(二〇一二)は中国に単身赴任していた期間が長く、面会交流できたのは帰国後の期間にすぎないのであるから、損害は(二〇一)に生じた損害と認めた。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

##### (ウ) 避難雑費

(二〇一、四～六)の避難に伴い、平成二四年一月以降、一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められ、避難雑費二一三万円について、(二〇一)に生じた損害と認める。

##### エ 生活費増加費用

##### (ア) 家財道具購入費用

(二〇一、四～六)が平成二四年一月以降、避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二〇一二、三、七、八)と世帯分離を生じたことを踏まえて、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二〇一)に生じた損害と認められる。

##### (イ) 生活費増加費用(二重生活に伴う)

前記のとおり、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二四年一月以後合計一七七万円を認め、(二〇一)に生じた損害と認める。

##### オ 就労不能損害

(二〇一)は生命保険会社において営業職をしており、ファイナンシャルプランナー三級の資格を有し、本件事故前の収入は、九八万二三八四円(平成二三年分、月額八万一千八六五円)であり、平成二三年一二月月に退職したこと、平成二四年九月から同年一二月頃まで避難先で就労し、月三万円程度の収入を得ていたが、ボランティア活動のために休職したことが認められる。平成二四年一月から平成二五年一二月までの間については、本件事故による避難を実行したために、就労できなかった又は減収したものと認められるが、平成二五年一月以降は、自らの選択で、ボランティア活動に取り組んでいること、ファイナンシャルプランナー三級の資格を有していたこと、平成二四年九月以降は月三万円程度の収入を得ることが可能であったことなどを踏まえると、基礎収入月額八万一千八六五円を前提として、平成二四年一月から同年一二月まで、最初六か月は全額の、その後六か月は半額の就労不能損害を認めるのが相当であり、その額は七三万六七八五円(＝八万一千八六五円×六十八万

一八六五円÷二×六)である。

#### カ 精神的損害(慰謝料)

(二〇一、三～八)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二〇一、七、八)は各三〇万円が、(二〇一三～六)は各六〇万円が相当である。(二〇一)は、本件事故当時中国に単身赴任中であり、帰国が平成二六年三月であるから、自主的避難等対象区域の居住者とはいえ、慰謝料は認められない。

#### (6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(二〇一、七、八)に対して各一二十万円、(二〇一三～六)に対して各七二万円を支払っていること、(二〇一～八)に対して、ADR手続において、七九六万七〇二円(うち二六四万円(二〇一、七、八)に対する各八万円、(二〇一三～六)に対する各六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、五三二万七〇二円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計八五六万七〇二円のうち、(二〇一)に対して五八四万七〇二円を、(二〇一三～六)に対して各六〇万円を、(二〇一七、八)に対して各一六万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二〇)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

#### (7) 弁護士費用

弁護士費用は、(二〇一)につき、三八万〇五〇三円(一四万八五四円とADR手続分二万三二〇四九円の合計額)を、(二〇一)につき、〇円を、(二〇一三)につき、〇円を、(二〇一四)につき、〇円を、(二〇一五)につき、〇円を、(二〇一六)につき、〇円を、(二〇一七)につき、一万八〇〇〇円を、(二〇一八)につき、一万八〇〇〇円をそれぞれ相当と認める。

#### (8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二〇)の認容額欄記載のとおりである。

#### 二一 原告番号二一一～四について

#### (1) 世帯の概要

(二一一)は昭和五二年×月×日生まれの女性、(二一一二)は昭和五三年×月×日生まれの男性、(二一一三)は平成一七年×月×日生まれの女性、(二一一四)は平成二〇年×月×日生まれの男性である。(二一一三、四)は、(二一一一、二)の子である。本件事故当時、(二一一一～四)は、福島県二本松市において自宅(持ち家)に居住していた。

#### (2) 避難の経緯

(二一一)は、テレビやインターネットで、農作物や飲料水から放射性物質が検出されたというニュースが流れており、子どもに安心できる食事を与えられないのは異常であると考えて、避難を決意した。(二一一一、三、四)は、平成二三年三月一九日、福島県二本松市から、神奈川県へ避難し、同年四月二日頃、福島県二本松市へ戻った。(二一一一、三、四)は、平成二三年五月二〇日、福島県二本松市から京都市へ避難した。なお、(二一一二)は、(二一一一、三、四)が京都市へ避難した後も福島県二本松市の自宅に居住していたが、平成二四年七月二日、福島県二本松市から京都市へ避難した。

#### (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年六月から平成二五年七月までの間に、複数回、(二一一一、二)は、一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。

#### (4) 損害額

##### ア 概要

(二一一一、三、四)の神奈川県への避難、(二一一一～四)の京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、神奈川県への避難にかかる避難交通費、及び(二一一一、三、四)が京都市へ避難した日を含む月である平成二三年五月から平成二五年四月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二一)のとおりである。

##### イ 避難費用

##### (ア) 避難交通費

(二一一一、三、四)の神奈川県への避難、及び(二一一一～四)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二一)のとおり、かかる損害額は合計八万〇八〇〇円(四万六四〇〇円と二万二四〇〇円と一万二〇〇〇円の合計額)と認めるのが相当である。これは(二一一二)に生じた損害と認められる。

##### (イ) 引越費用

a (二一一一、三、四)が京都市へ避難する際、物資の運送費として一万五〇〇〇円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、前記運送費も本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二一一一)に九〇〇〇円、(二一一三)に六〇〇〇円生じた損害と認める。

b (二一一二)が京都市へ避難する際、引越代金一六万円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、前記引越代金も本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二一一二)に生じた損害と認める。

##### (ウ) 一時立入費用・祖母交通費

一時立入(帰宅)費用・祖母交通費については、前記第一で述べたとおりであるから、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

##### (エ) 面会交通費

(二一一二)が面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二一)のとおり、(二一一二)が避難する前の平成二三年六月から平成二四年六月頃までの間に、(二一一二)が(二一一三、四)に面会するために要したと認められる合計五八万二四〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを(二一一二)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

##### (オ) 避難雑費

(二一一一～四)の避難に伴い、面会交通費や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二一一一、三、四)が避難した平成二三年五月から平成二五年四月末日までの間、(二一

一)については、平成二四年七月から平成二五年四月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計八二万円(三万×一四+四万×一〇)について、(二一〇一)に生じた損害と認める。

#### ウ 生活費増加費用

##### (ア) 家財道具購入費用

(二一〇一～四)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり世帯分離していたことも踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二一〇一)に生じた損害と認められる。

##### (イ) 生活費増加費用(二重生活)

平成二三年三月から、(二一〇二)が避難した平成二四年七月までの間、(二一〇一、三、四)と(二一〇二)は別居しており、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年三月から平成二四年七月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計三四万円について、(二一〇一)に生じた損害と認める。

##### (ウ) 生活費増加費用(賃料)

(二一〇一)は、本件事故による避難に際し、賃料を支出した旨主張するが、避難後二年間は賃料が免除され、平成二五年五月以降に支出したものであることからすれば、本件事故と相当因果関係のある損害と認めることはできない。

#### エ 就労不能損害

##### (ア) (二一〇一)について

(二一〇一)は、避難前、金融機関においてパートをしており、本件事故前の収入は、九一万六二〇〇円(平成二二年分、月額七万六三三〇円)であったが、平成二三年四月に退職したこと、同年三月、四月は、避難により就労が影響を受けたこと、避難先の京都では一〇件以上の求人面接を受けたが断られ、平成二五年三月に就職が決まり、平成二六年八月まで就労していたことが認められる。平成二三年三月から平成二五年三月までの間については、本件事故による避難を実行したために、完全には就労できなかったものと認められるが、長期間に及ぶことから、二年間分について最初六か月は全額の、その後は半額の就労不能損害を認めるのが相当であり、就労不能損害として、一一四万五二五〇円(七万六三三〇円×六+七万六三三〇円÷二×一八)を認めるのが相当である。

##### (イ) (二一〇二)について

(二一〇二)は、避難前、プロパンガスの販売の仕事をしており、本件事故前の収入は、三五八万六九二八円(平成二二年分、月額二九万八九一一円)であったが、平成二四年七月に避難したため退職し、避難後は職を転々としていたこと、プロパンガスの配達の仕事が解雇されてから、一か月程度は仕事がなかったが、平成二五年四月から、木製ストーブの販売・設置の仕事に従事したことが認められる。平成二四年七月以後、本件事故による避難を実行したために、就労できなかった期間があるもののその期間は一か月を除いて不明であり、就労していた期間については、賃金の減少等を認めるに足りる証拠はないことを踏まえると、一か月間の就労不能損害として、二九万八九一一円を認めるのが相当である。

#### オ 放射線検査費用

(二一〇一)が、周囲の放射線量を検査するため、ガイガーカウンター購入費用として四万九五〇〇円を支出したことが認められる。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた(二一〇一)が、周囲の放射線量を測定し、身体への影響等の不安を解消するために検査することは相当であるから、前記購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。

#### カ 精神的損害(慰謝料)

(二一〇一～四)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二一〇一、二)は各三〇万円が、(二一〇三、四)は各六〇万円が相当である。

##### (5) 既払金の充当

被告東電は、(二一〇一、二)に対して各一二十万円、(二一〇三、四)に対して各七二万円を支払っていることが認められるところ、これら既払金のうち、(二一〇一)に対して三五万四〇〇〇円、(二一〇二)に対して一二十万円を、(二一〇三)に対して六〇万六〇〇〇円、(二一〇四)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二一)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

##### (6) 弁護士費用

弁護士費用は、(二一〇一)につき、二六万〇九七五円を、(二一〇二)につき、一三万〇二一一円を、(二一〇三)につき、〇円を、(二一〇四)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

##### (7) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二一)の認容額欄記載のとおりである。

#### 二二 原告番号二一〇一～三について

##### (1) 世帯の概要

(二一〇一)は昭和五九年×月×日生まれの女性、(二一〇二)は昭和五四年×月×日生まれの男性、(二一〇三)は平成二三年×月×日生まれの女性である。(二一〇三)は、(二一〇一、二)の子である。本件事故当時、(二一〇一、二)は、福島県郡山市において自宅に居住していた。また、(二一〇一)は(二一〇三)を妊娠中であった。なお、(二一〇一、二)は、夫婦であったが、平成二六年一二月に離婚した。

##### (2) 避難の経緯

(二一〇一、二)は、地震後四日間断水の状況にあったが、断水が解消後、水道局の街宣車から「放射性物質が検出されたので飲まないでください」とのアナウンスがあったこともあり、怖くなり、平成二三年三月一七日、福島県郡山市から、茨城県へ避難し、同年三月二日、福島県郡山市へ戻った。(二一〇一)は、平成二三年一二月、市から配布された線量計で(二一〇三)の検査をしたところ、一か月で〇・〇五mSv/hの被ばくをしていることがわかり、外部被ばくで半年足らずの間で、しかも外出を極力控えているにもかかわらず、上記数値がでたとして、(二一〇三)の健康に影響するのではないかと不安になり、避難を決意した。そして、(二一〇一、三)は、平成二四年二月三日、福島県郡山市から京都市へ避難した。

##### (3) 面会交流の経過

平成二四年二月から平成二五年一月までの間に、複数回、(二一一一～三)は、一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。

#### (4) ADR 手続における和解

平成二五年九月二日、(二一一一～三)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は四一〇万五五二〇円の支払義務があることを認め、既払金一八八万円を除いた残額の二八二万五五二〇円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目のうち、避難費用(面会交通費・平成二四及び同二五年分)、精神的損害、避難雑費(平成二四及び同二五年分)の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(二一一一、二)の茨城県への避難、及び(二一一一、三)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、茨城県への避難にかかる交通費、及び(二一一一、三)が京都市へ避難した日を含む月である平成二四年二月から平成二六年一月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二二)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠<略>の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

##### イ 避難費用

###### (ア) 交通費

(二一一一、二)の茨城県への避難、及び(二一一一、三)の京都市への避難に要した各交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められるが、茨城県への避難費用は、後記平成二三年生活費増加費用及び移動費用に含まれていると解され、これを超えて損害は認められない。京都市への避難に要した費用は、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号二二)のとおり、かかる損害額は合計三万一二〇〇円と認めるのが相当である。これは(二一一一)に生じた損害と認められる。

###### (イ) 滞在費(宿泊費)

(二一一一、三)の茨城県への避難の際、親族方に滞在した謝礼として二万四〇〇〇円を要したことが認められる。しかし、前記のとおり、茨城県への避難費用は、後記平成二三年生活費増加費用及び移動費用に含まれていると解され、これを超えて損害は認められない。

###### (ウ) 面会交通費

(二一一一～三)が一時帰宅や面会に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号二二)のとおり、五万四〇〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二一一一)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅・面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

###### (エ) 平成二三年分生活費増加費用及び移動費用

(二一一一、三)が避難に要した費用のうち、平成二三年一月二日までに生じた生活費増加費用及び移動費用は、本件事故と相当因果関係があると認められ、かかる損害額は合計八万四千元と認めるのが相当であり、(二一一一)に生じた損害と認める。

##### ウ 生活費増加費用

###### (ア) 家財道具購入費用

(二一一一、三)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離していたことも踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二一一一)に生じた損害と認められる。

###### (イ) 生活費増加費用(二重生活)

平成二四年二月から(二一一一、三)と(二二一二)は別居しており、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二四年二月から平成二六年一月末日までの間、一月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(二一一一)に生じた損害と認める。

###### (ウ) 生活費増加費用(共益費、住居関連費用)

(二一一一、三)が避難生活の際に要した共益費及び除草代は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計一万八八〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二一一一)に生じた損害と認められる。

##### エ 就労不能損害

(二一一一)は、避難前、会社員として勤務しており、本件事故当時は産前・産後休暇、育児休暇を取得し、平成二四年六月頃明けの予定であったところ、本件事故による避難によって、就労が困難となっていたものと認められるから、就労不能損害として、合計一〇六万三二四二円を認めるのが相当である。

##### オ 避難雑費

(二一一一、三)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二一一一、三)が京都市へ避難した平成二四年二月から平成二六年一月末日までの間、一月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計四八万円について、(二一一一)に生じた損害と認める。

##### カ 精神的損害(慰謝料)

(二一一一、二)は、本件事故当時、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二一一一)は、本件事故当時に妊婦であったことから六〇万円、(二二一二)は三〇万円、(二二一三)は、本件事故当時胎児であり、出生後避難したから三〇万円が相当である。

#### (6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(二一一一)に対して六四万円、(二二一二)に対して一二万円、(二二一三)に対して七二万円を支払っていること、ADR 手続において、(二一一一～三)に対して、四一〇万五五二〇円(うち一八八万円(二

二二一、三)に対する各六〇万円、(二二二)に対する八万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、二八二万五五二〇円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計四三〇万五五二〇円のうち、(二二一)に対して三八八万五五二〇円を、(二二二)に対して一十二万円を、(二二三)に対して三〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二二)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(二二一)につき、一六万六四三〇円(四万六八五二円とADR手続分一万九五七八円の合計額)を、(二二二)につき、一万八〇〇〇円を、(二二三)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二二)の認容額欄記載のとおりである。

二三 原告番号二三一～五について

(1) 世帯の概要

(二三一)は昭和三八年×月×日生まれの女性、(二三二)は昭和五年×月×日生まれの女性、(二三三)は昭和三八年×月×日生まれの男性、(二三四)は平成四年×月×日生まれの女性、(二三五)は平成九年×月×日生まれの女性である。(二三四、五)は、(二三一、三)の子であり、(二三二)は、(二三三)の親である。本件事故当時、

(二三一～五)は、福島県いわき市において自宅(持ち家)に居住していた。なお、平成二三年四月から、(二三四)は進学のため、京都府において居住している。

(2) 避難の経緯

(二三一)は、親類や友人から放射線の影響を心配されており、避難指示が福島第一原発から二〇kmまで広がった際にはかなり不安が募っていたところ、避難によって周囲に空き家が増えていき、見えない放射線への恐怖から逃れるため、平成二三年三月半ばに、避難することを決意し、(二三一～三、五)は、平成二三年三月二十八日から同月二十九日にかけて、福島県いわき市から、京都市へ避難した。(二三三)は、平成二三年四月三日、福島県いわき市へ戻った。(二三二)は、京都市への避難後から施設に入所していたが、平成二四年五月二日頃、福島県いわき市の施設に移転した。(二三三)は、(二三一、二、五)が京都市へ避難等した後も、福島県いわき市に居住していた。

(3) 面会交流の経過

平成二三年八月から平成二七年八月までの間に、複数回、(二三一、三、五)は、一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。

(4) ADR手続における和解

平成二六年五月一日、(二三一～五)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は二九五万〇六六七円の支払義務があることを認め、既払金一四四万円を除いた残額の一五一万〇六六七円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目のうち、避難費用(面会交通費・平成二三・二四年分)、精神的損害、避難雑費の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(二三一～三、五)の京都市への避難は相当であるところ、それに伴う損害のうち、(二三一～三、五)が京都市へ避難した日を含む月である平成二三年三月から平成二五年二月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二三)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(二三一～三、五)の京都市への避難に要した交通費(二三二、三)の福島県いわき市への帰宅費用を含む。)は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(自家用車、公共交通機関)の額を修正した額等で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二三)のとおり、かかる損害額は合計七万二八〇〇円(五万〇四〇〇円と二万二四〇〇円の合計額)と認めるのが相当である。これは(二三一)に生じた損害と認められる。なお、(二三一)は、平成二四年五月に要した交通費を、面会交通費として請求しているが、その性質から上記避難に要した交通費に含めて認めるものとする。

(イ) 滞在費(宿泊費)

(二三一～三、五)が避難生活の際に要した宿泊費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は六万四五〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二三一)に生じた損害と認められる。その余の費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたと認めるに足る証拠はない。

(ウ) 面会交通費

(二三一、三、五)が一時帰宅や面会に要した費用について、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二三)のとおり、六五万四四〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、これを(二三一)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅・面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(二三一、二、五)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二三三)と(二三一、二、五)が別居し、世帯が分離して生活していたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二三一)に生じた損害と認められる。

(イ) 生活費増加費用一般

前記のとおり、平成二三年三月から、(二三三)と(二三一、二、五)の世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離

していた平成二三年三月から平成二五年二月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(二三一)に生じた損害と認める。

(ウ) 住居関連費用(駐車場代、共益費)

(二三一、二、五)が避難生活の際に要した駐車場代及び共益費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は駐車場代五万三五〇〇円、共益費七八〇〇円と認めるのが相当であり、合計六万一三〇〇円について、(二三一)に生じた損害と認められる。その余の費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

エ 介護施設利用料

(二三一二)の介護施設利用料については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められる。かかる損害額は、二四万四一二五円と認められ、(二三一)に生じた損害と認める。

オ 避難雑費

(二三一、二、五)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用、介護施設利用料等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二三一、二、五)が避難していた平成二三年三月から平成二四年五月末日までの間及び、(二三一、五)が避難していた平成二四年六月から平成二五年二月末日までの間(二三一二)は平成二四年五月までの間)、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計六三万円(三万円×一五+二万円×九)について、(二三一)に生じた損害と認める。

カ 精神的損害(慰謝料)

(二三一～五)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二三一～三)は各三〇万円が、(二三一五)は六〇万円が相当である。(二三一四)は、避難とは異なる進歩という理由で居住地から移動しており、本件事故による恐怖及び不安を感じたのは、移動をした平成二三年三月二八日までであり、避難生活の苦痛も認められないことから、避難時一八歳の子どもであることを考えても、慰謝料は二〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(二三一～三)に対して各一二万円、(二三一四)に対して六四万円、(二三一五)に対して七二万円を支払っていること、ADR手続において、(二三一～五)に対して、二九五万〇六六七円(うち一四四万円(二三一～三)に対する各八万円、(二三一四、五)に対する各六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、一五一万〇六六七円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計三二三万〇六六七円のうち、(二三一)に対して一九五万〇六六七円を、(二三一二)に対して一二万円を、(二三一三)に対して一二万円を、(二三一四)に対して四四万円を、(二三一五)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二三)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(二三一)につき一七万一五八八円(八万五六四六円とADR手続分八万五九四二円)を、(二三一二)につき一万八〇〇〇円を、(二三一三)につき一万八〇〇〇円を、(二三一四)につき〇円を、(二三一五)につき〇円を、それぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二三)の認容額欄記載のとおりである。

二四 原告番号二四一～四について

(1) 世帯の概要

(二四一)は昭和四七年×月×日生まれの男性、(二四二)は昭和四八年×月×日生まれの女性、(二四三)は平成二一年×月×日生まれの女性、(二四四)は平成二三年×月×日生まれの男性である。(二四三、四)は、(二四一、二)の子である。本件事故当時、(二四一～三)は、福島市において自宅(持ち家)に居住しており、(二四二)は(二四四)を妊娠中であった。なお、自宅は京都市へ避難する際に、売却した。

(2) 避難の経緯

(二四二)は、本件事故後、福島汚染状況や、チェルノブイリでの健康被害を知ようになり、(二四三、四)を被ばくから守るため、避難を決意し、(二四二、三)は平成二三年三月一五日、(二四一)は同月二二日、それぞれ福島市から新潟県へ避難し、(二四一～三)は同月二四日、福島市へ戻った。(二四二、三)は、平成二三年三月三十一日、福島市から新潟県へ避難し、同年四月一四日、福島市へ戻った。(二四二～四)は、平成二三年七月一四日、福島市から京都市へ避難した。(二四一)は、(二四二～四)が京都市へ避難した後も、福島市に居住していたが、平成二四年一〇月六日、福島市から京都市へ避難した。平成二八年三月、(二四一～四)は、福島市へ戻った。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年八月から平成二六年八月までの間に、複数回、(二四一～四)は、帰省のため一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。

(4) ADR手続における和解

平成二八年六月六日、(二四一～四)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は七〇五万九四四六円の支払義務があることを認め、既払金一八八万円を除いた残額の五一七万九四四六円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(二四一～四)の新潟県及び京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、新潟県への避難にかかる避難交通費及び(二四二～四)が京都市へ避難した日を含む月である平成二三年七月から平成二五年六月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>

(原告番号二四)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

#### イ 避難費用

##### (ア) 交通費

(二四一～四)の新潟県及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二四)のとおり、かかる損害額は合計三〇万六六八五円と認めるのが相当である。これは(二四一)に生じた損害と認められる。

##### (イ) 滞在費(宿泊費)

(二四一二、三)の避難生活の際に要した宿泊費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計一八万五九四四円と認めるのが相当であり、これは(二四一)に生じた損害と認められる。

##### (ウ) 一時帰宅(立入)費用

(二四一～四)の避難生活の際に要した一時帰宅(立入)費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二四)のとおり、かかる損害額は合計六一万九二〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二四一)に生じた損害と認められる。その余の一時帰宅(立入)費用については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

##### (エ) 面会交通費

(二四一～四)が面会に要した費用については、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二四)のとおり、かかる損害額は合計五四万〇八〇〇円と認められ、(二四一)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

#### ウ 生活費増加費用

##### (ア) 二重生活に伴う生活費増加費用

平成二三年七月から、(二四一)が京都市へ避難した平成二四年一〇月までの間、(二四二～四)と(二四一)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた間合計四八万円について、(二四一)に生じた損害と認める。

##### (イ) 家財道具購入費用

(二四一～四)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯が分離していたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二四一)に生じた損害と認められる。

##### (ウ) 避難雑費

(二四一～四)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二四一～四)が避難していた間(二四一)は平成二四年一〇月以降に限る。)避難雑費合計一四九万円について、(二四一)に生じた損害と認める。

#### エ 就労不能損害

(二四一)は、避難前、不動産売買等の仕事をしており、平成二三年の年収は四三万七〇二三元(月額三六万二二五二元)あったが避難時に退職したこと、平成二五年九月から避難先に就労したことが認められる。平成二四年一〇月から平成二五年六月末日までの間については、避難に伴い就労が困難又は制限されていたものと認められるから、避難前の基礎収入(月額三六万二二五二元)を基準として、最初六か月は全額の、その後は半額の、就労不能損害を認めるのが相当であり、その額は二七万六八九〇円(=三六万二二五二元×六+三六万二二五二元÷二×三)である。

#### オ 検査費用

(二四一三、四)が、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として合計四〇三〇円を支出したことが認められる。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた(二四一三、四)が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二四一)に生じた損害と認める。

#### カ 精神的損害(慰謝料)

(二四一～三)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二四一)は三〇万円、(二四二、三)は各六〇万円、(二四一四)は、本件事故当時胎児であり、出生後京都市へ避難したから三〇万円が相当である。

#### (6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(二四一)に対して一十二万円、(二四二)に対して六四万円、(二四一三、四)に対して各七二万円を支払っていること、ADR手続において、(二四一～四)に対して、七〇万九四四六円(うち一八八万円(二四一)に対する八万円、(二四二～四)に対する各六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、五一七万九四四六円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計七三七万九四四六円のうち、本件で請求していない駐車場代分の一五五二六〇円を除いて、(二四一)に対して五五八万四一八六円を、(二四二)に対して六〇万円を、(二四一三)に対して六〇万円を、(二四一四)に対して四八万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二四)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

#### (7) 弁護士費用

弁護士費用は、(二四一)につき、三四万一五五一円(一三万五九三六円とADR手続分二〇万五六一五円の合計額)を、(二四二)につき、〇円を、(二四一三)につき、〇円を、(二四一四)につき〇円を、それぞれ相当と認める。

#### (8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二四)の認容額欄記載のとおりである。

#### 二五 原告番号二五―一～五について

##### (1) 世帯の概要

(二五―一)は昭和四六年×月×日生まれの男性、(二五―二)は昭和四七年×月×日生まれの女性、(二五―三)は平成一六年×月×日生まれの女性、(二五―四)は平成一九年×月×日生まれの女性、(二五―五)は平成二二年×月×日生まれの男性である。(二五―三～五)は、(二五―一、二)の子である。本件事故当時、(二五―一～五)は、福島県郡山市において自宅(借家)に居住していた。

#### (2) 避難の経緯

(二五―二)は、アメリカに住む(二五―二)の妹から、アメリカにおける本件事故の報道状況を聞いたことに加えて、同じマンションや近所に住む友人らが次々に避難したことから、避難を決意し、(二五―二～五)は、平成二三年三月一五日、(二五―一)は、平成二三年三月一八日、福島県郡山市から福島県会津若松市へ避難し、(二五―一～五)は、同月二五日、福島県郡山市へ戻った。(二五―二～五)は、平成二三年七月二六日、福島県郡山市から京都市へ避難した。(二五―一)は、教員であり、担任としての立場上、年度の途中で職場を離れるわけにはいかないと考え、(二五―二～五)が京都市へ避難した後も、福島県郡山市に居住していたが、平成二五年三月二九日、福島県郡山市から京都市へ避難した。

#### (3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年八月から平成二七年八月までの間に、複数回、(二五―一～五)は、親族との面会のため、一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。

#### (4) ADR 手続における和解

平成二五年五月二八日、(二五―一～五)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は五八六万四三一一円の支払義務があることを認め、既払金一九六万円を除いた残額の三九〇万四三一一円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目のうち、避難費用(面会交通費・平成二四年分)、精神的損害、避難雑費(平成二四年分)の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されている。

#### (5) 損害額

##### ア 概要

(二五―一～五)の福島県会津若松市への避難及び(二五―一～五)の京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、福島県会津若松市への避難交通費及び(二五―二～五)が京都市へ避難した日を含む月である平成二三年七月から平成二五年六月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二五)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

##### イ 避難費用

###### (ア) 交通費

(二五―一)は、平成二五年三月に要した避難にかかる交通費を損害であると主張するところ、(二五―一)の京都市への避難は、本件事故と相当因果関係があるから、前記避難にかかる交通費は本件事故による損害と認めることができる。標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二五)のとおり、かかる損害額は合計二万二四〇〇円と認められ、(二五―一)に生じた損害と認める。

###### (イ) 引越費用

(二五―一)の京都市への避難は、本件事故と相当因果関係があるが、前記避難にかかる引越費用は、平成二五年七月以降に支出したものであり、本件事故による損害と認めることはできない。

###### (ウ) 面会交通費

(二五―一)が面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二五)のとおり、平成二三年七月から、(二五―一)が避難した平成二五年三月頃までの間に、(二五―一)が(二五―三～五)に面会するために要したと認められる費用について、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。これら費用のうち、平成二三年に生じたものは、下記平成二三年分生活費増加費用及び移動費用に含まれる分を超えて損害が生じているとは認められないが、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、平成二四年一月から平成二五年三月までの間に生じた合計五万四〇八〇〇円の限度で、これを(二五―一)に生じた損害と認める。なお、《証拠略》によると、(二五―一)は、高速バスを使用することにより、費用を節約していることが認められるが、身体への負担を考慮し、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で損害を認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

###### (エ) 避難雑費

(二五―二～五)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二五―二～五)が避難していた期間のうち、平成二三年については、平成二三年分生活費増加費用及び移動費用に含まれる分を超えて損害が生じているとは認められないが、平成二四年一月から平成二五年六月末日までの間(二五―一)は平成二五年三月以降)、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計七六万円(四万円×一四+五万×四)について、(二五―一)に生じた損害と認める。

###### (オ) 動産損害

(二五―一～五)は、避難により自宅が狭小になったため、家財道具を廃棄した旨主張するが、家財道具購入費用を認めていることも踏まえると、そのような廃棄が本件事故と相当因果関係にあるとは認められない。

##### ウ 生活費増加費用

###### (ア) 家財道具運搬費用

(二五―二～五)が避難生活の際に要した家財道具運搬費用を補うために支出した費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は一二〇〇円と認めるのが相当であり、(二五―一)に生じた損害と認める。

###### (イ) 生活費増加費用(二重生活)

(二五―二～五)の避難後、平成二三年七月から(二五―一)と(二五―二～五)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年七月から一二月については、下記平成二三年分生活費増加費用及び移動費用に含まれる分を超えて損害が生じているとは認められないが、平成二四年一月以降について、合計三六万円を、(二五―一)に生じた損害

と認める。

(ウ) 家財道具購入費用

(二五―二～五)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、前記のとおり、世帯分離が生じていたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二五―一)に生じた損害と認められる。

(エ) 検査費用

(二五―一～五)が、被ばくの身体への影響を検査するため、検査費用として三万五五六〇円を支出したことが認められる。本件事故当時、自主的避難等対象区域に居住していた(二五―一～五)が身体への影響を不安に思い、それを解消するために検査することは相当であるから、前記検査費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二五―一)に生じた損害と認める。

エ 平成二三年分避難費用及び生活費増加費用

(二五―一～五)が避難に要した費用のうち、平成二三年一二月末日までに生じた生活費増加費用及び移動費用は、本件事故と相当因果関係があると認められ、かかる損害額は合計一八二万円と認めるのが相当であり、(二五―一)に生じた損害と認める。

オ 就労不能損害

(二五―二)は、公立学校教員として勤務しており、平成二二年の年収は四三二万三四二三元(月額三六万〇二八五円)であったこと、本件事故当時は育児休業を取得しており、育児休業の期間は平成二四年三月三十一日までを予定していたこと、その後育児休業の期間を平成二五年六月三〇日まで延長したこと、育児休業中の平成二三年七月頃まで育児休業手当金を受給していたこと、平成二五年三月三十一日に退職したことが認められる。平成二四年四月一日には、復職する予定であったのであるから、本件事故による避難に伴い、復職が困難になり、さらに退職したものと認められる。公立学校教員として育児休業中であるから、兼業禁止の点からして、他の仕事に従事することも困難であったと推測される。したがって、平成二四年四月から平成二五年六月末日までの間は、避難に伴い就労が困難となっていたものと認められるから、避難前の基礎収入(月額三六万〇二八五円)を基準として、五四〇万四二七五円(＝三六万〇二八五円×一五)の就労不能損害が認められる。

カ 精神的損害(慰謝料)

(二五―一～五)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二五―一、二)は各三〇万円が、(二五―三～五)は各六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(二五―一、二)に対して各一二万円、(二五―三～五)に対して各七二万円を支払っていること、ADR手続において、(二五―一～五)に対して、五八六万四三一一円(うち一九六万円(二五―一、二)に対する各八万円、(二五―三～五)に対する各六〇万円の合計額)は直接請求により既に支払われたものとして控除され、三九〇万四三一一円のみ支払われている。)を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計六三〇万四三一一円のうち、(二五―一)に対して二〇六万一二〇五円を、(二五―二)に対して二四四万三一一〇六円(就労不能損害弁済分二二万三一一〇六円と二万円)を、(二五―三)に対して六〇万円を、(二五―四)に対して六〇万円を、(二五―五)に対して六〇万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二五)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(二五―一)につき、三二万四六八一円(一五万三八七六円とADR手続分一七万〇八〇五円)を、(二五―二)につき、三二万六一一七円を、(二五―三)につき、〇円を、(二五―四)につき、〇円を、(二五―五)につき、〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二五)の認容額欄記載のとおりである。

二六 原告番号二六―一～五について

(1) 世帯の概要

(二六―一)は昭和四〇年×月×日生まれの男性、(二六―二)は昭和五二年×月×日生まれの女性、(二六―三)は平成一七年×月×日生まれの女性、(二六―四)は平成一九年×月×日生まれの男性、(二六―五)は平成二二年×月×日生まれの女性である。(二六―三～五)は、(二六―一、二)の子である。本件事故当時、(二六―一～五)は、福島県郡山市において自宅(持ち家)に居住していた。

(2) 避難の経緯

(二六―一、二)は、テレビで本件事故の映像を見て、またアメリカが福島第一原発から八〇km圏内に避難勧告を出していることを知ったことから、福島県郡山市も危険であると感じて、避難を決意した。(二六―一～五)は、平成二三年三月一三日、福島県郡山市から神奈川県へ避難し、(二六―一)は、同年三月一八日、(二六―二～五)は、同月二七日、それぞれ福島県郡山市へ戻った。(二六―二～五)は、平成二三年六月二日、福島県郡山市から京都市へ避難した。(二六―一)は、(二六―二～五)が京都市へ避難した後も、福島県郡山市の自宅に居住していたが、平成二五年五月頃、福島県郡山市から京都市へ避難し、平成二六年八月、福島県郡山市へ戻った。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年六月から平成二七年八月までの間に、複数回、(二六―一～五)は、面会のために一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。このうち、(二六―一)は(二六―三～五)に面会するため、複数回、京都市へ訪問している。

(4) ADR手続における和解

平成二六年一月一七日、(二六―一～五)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は六〇万五九八八円の支払義務があることを認め、同額を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、和解条項における各損害項目のうち、避難費用(面会交通費)、生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分)、避難雑費の各項目について、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認され、その余の各損害項目(対応する各期間に限る。)については、当事者間に何らの債権債務がないことが

確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(二六一～五)の神奈川県への避難及び京都市への避難はいずれも相当であるところ、それに伴う損害のうち、神奈川県への避難にかかる避難交通費及び京都市へ避難した日を含む月である平成二三年六月から平成二五年五月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二六)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠《略》の記載のない損害額認定は、ADR手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(二六一～五)の神奈川県への避難及び京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、標準交通費一覧表(自家用車)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二六)のとおり、かかる損害額は合計七万八四〇〇円(四万四八〇〇円と三万三六〇〇円の合計額)と認めるのが相当である。これは(二六一)に生じた損害と認められる。

(イ) 避難先滞在謝礼

避難先滞在謝礼については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

(ウ) 引越費、手伝親族交通費

(二六一～五)が京都市へ避難する際、引越代金二万六七五〇円を要したことが認められる。前記のとおり、当該避難は相当であるから、前記引越代金も本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二六一)に生じた損害と認める。その余の引越費、手伝親族交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認めるに足りる証拠はない。

(エ) 一時立入・家族面会費用

(二六一～五)が一時帰宅や面会に要した費用について、前記第一で述べたとおりであり、面会交通費としては、(二六一～三～五)が帰宅する費用は認められないが、(二六一～三～五)が、(二六一)と面会交流する利益はあることに加えて、これに関して(二六一～二)は費用を支出していたのであるから、(二六一～二)が平成二三年六月から平成二七年八月までの間に支出した費用のうち、(二六一～一)が(二六一～三～五)の避難先の京都市へ訪問するのに要する費用の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認める。

以上を踏まえると、標準交通費一覧表(公共交通機関)の額を修正した額で、別紙避難経路等一覧表《略》(原告番号二六)のとおり、かかる損害額は四五万七六〇〇円と認められ、(二六一～二)に生じた損害と認める。その余の一時帰宅・面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

ウ 生活費増加費用

(ア) 生活費増加費用(二重生活)

平成二三年六月から(二六一～二～五)と(二六一～一)が別居し、世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年六月から平成二五年五月末日までの間、一か月あたり二万円を認め、合計四八万円について、(二六一～二)に生じた損害と認める。

(イ) 生活費増加費用(自治会費)

(二六一～二～五)が避難生活の際に要した自治会費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は六八六五円と認めるのが相当であり、これは(二六一～二)に生じた損害と認められる。

(ウ) 避難雑費

(二六一～五)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等の支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二六一～五)が避難していた平成二三年六月から平成二五年五月末日までの間((二六一)は平成二五年五月分のみ)、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費として、(二六一)につき一万円を、(二六一～二～五)につき各二四万円を損害と認める。

エ 精神的損害(慰謝料)

(二六一～五)は、自主的避難等対象区域の居住者であり、本件事故による恐怖及び不安並びに避難生活の苦痛への慰謝料として、(二六一～一、二)は各三〇万円が、(二六一～三～五)は各六〇万円が相当である。

(6) 既払金の充当

被告東電は、直接請求により、(二六一～一、二)に対して各一二万円、(二六一～三～五)に対して各六七万円を支払っていること、ADR手続において、(二六一～五)に対して、六〇万五一九八円を支払っていることが認められるところ、これら既払金合計二八五万五一九八円のうち、(二六一)に対して一二万円を、(二六一～二)に対して七二万五一九八円を、(二六一～三)に対して六七万円を、(二六一～四)に対して六七万円を、(二六一～五)に対して六七万円を、各原告に生じた各損害額に充当するのが相当である。

したがって、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二六)の既払額欄記載のとおり、各原告に生じた各損害額に充当する。

(7) 弁護士費用

弁護士費用は、(二六一)につき二万九五一五円を、(二六一～二)につき九万三五五四円(七万五九二七円とADR手続分一万七六二七円の合計額)を、(二六一～三)につき一万七〇〇〇円を、(二六一～四)につき一万七〇〇〇円を、(二六一～五)につき一万七〇〇〇円をそれぞれ相当と認める。

(8) まとめ

以上を踏まえると、認容額は、別紙損害額等一覧表《略》(原告番号二六)の認容額欄記載のとおりである。

二七 原告番号二七一～四について

(1) 世帯の概要

(二七一)は昭和四〇年×月×日生まれ男性、(二七一～二)は昭和四〇年×月×日生まれ女性、(二七一～三)は平成一〇年×月×日生まれ女性、(二七一～四)は平成一六年×月×日生まれ女性である。(二七一～三、四)は、(二七一～一、二)の子である。本件事故当時、(二七一～四)は、福島市において自宅(持ち家)に居住していた。なお、自宅は、平成

二六年六月に売却した。

(2) 避難の経緯

(二七一一、二)は、(二七一一)の妹の夫がアメリカ人であり、帰国を促されていることや、アメリカでの報道状況等を聞いて不安になっていたところ、隣の家族が避難し、また、(二七一一、四)の体調不良もあったため、一時避難先において出会った人から避難先を紹介されたことから、避難を決意した。(二七一一～四)は、平成二三年八月三〇日、福島市から京都市へ避難した。(二七一一)は、(二七一一～四)が京都市へ避難した後も、福島市の自宅に居住していたが、平成二四年八月一九日、京都市へ避難した。

(3) 一時帰宅・面会交流の経過

平成二三年九月から平成二四年八月までの間に、複数回、(二七一一～四)は、面会のため一時帰宅したり、面会交流のため京都市へ訪問したりした。

(4) ADR 手続における和解

平成二七年一月一六日、(二七一一～四)と、被告東電との間で、本件事故に関する損害の一部について、被告東電は三五四万五五六九円の支払義務があることを認め、中間指針追補に基づく既払金一三六万円を除いた残額の二一八万五五六九円を支払うことなどを内容とする和解契約が成立した。なお、清算条項において、ADR 手続における弁護士費用のみ、当事者間に何らの債権債務がないことが確認されており、その余の各損害項目については、和解条項に定める金額を超える部分につき、和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求することを妨げないことが確認されている。

(5) 損害額

ア 概要

(二七一一～四)の京都市への避難は相当であると認められるところ、それに伴う損害のうち、(二七一一～四)が京都市へ避難した日を含む月である平成二三年八月から平成二五年七月末日までの二年間に生じた損害を相当因果関係のある損害と認める。当裁判所が認定した損害額の詳細は、別紙損害額等一覧表<略>(原告番号二七)のとおりである。なお、下記で、定額による認定ではないにもかかわらず、証拠<略>の記載のない損害額認定は、ADR 手続における和解額を根拠とした認定である。

イ 避難費用

(ア) 交通費

(二七一一～四)の京都市への避難に要した交通費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号二七)のとおり、かかる損害額は合計二五万〇四〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二七一一)に生じた損害と認める。

(イ) 滞在費(宿泊費)

(二七一一～四)の避難生活の際に要した滞在費は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計一万四一〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二七一一)に生じた損害と認める。

(ウ) 引越関連費用

(二七一一～四)の避難生活の際に要した引越関連費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、かかる損害額は合計五〇万六八〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二七一一)に生じた損害と認める。

(エ) 面会交通費

(二七一一)が面会交流に要した費用のうち、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号二七)のとおり、平成二三年九月から、(二七一一)が避難するまでの間に、(二七一一)が(二七一一、三、四)に面会するために要したと認められる合計五四万〇八〇〇円の限度で、本件事故と相当因果関係のある損害と認め、これを(二七一一)に生じた損害と認める。その余の面会交通費については、下記避難雑費に含まれる額を超えて、損害が生じたとは認められない。

(オ) 一時帰宅費用

(二七一一～四)の避難生活の際に要した一時帰宅費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、別紙避難経路等一覧表<略>(原告番号二七)のとおり、かかる損害額は合計二万二四〇〇円と認めるのが相当であり、これは(二七一一)に生じた損害と認められる。

(カ) 避難雑費

(二七一一～四)の避難に伴い、引越費用や一時帰宅費用等、さまざまな支出が生じており、これらは本件事故と相当因果関係があると認められるから、(二七一一～四)が避難していた平成二三年八月から平成二五年七月末日までの間(二七一一)は、平成二四年八月から平成二五年七月末日までの間、一か月あたり一名につき一万円の限度において、損害と認めるのが相当である。避難雑費合計八万四万円(三万円×二+四万円×二)について、(二七一一)に生じた損害と認める。

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費用

(二七一一～四)が避難生活の際に要した家財道具購入費用は、本件事故と相当因果関係のある損害と認められ、(二七一一)と(二七一一～四)が一時別居しており、世帯が分離して生活していたことを踏まえると、かかる損害額は三〇万円と認めるのが相当であり、これは(二七一一)に生じた損害と認められる。

(イ) 家財道具価値喪失費用

(二七一一)は、自宅にある家財道具を引越の際に廃棄したとして、損害を被った旨主張するが、前記家財道具購入費用において、新たに購入する費用を認めていることに加えて、そのような廃棄は本件事故と相当因果関係があるとはいえないから、本件事故による損害と認めることはできない。

(ウ) 生活費増加費用(二重生活に伴う生活費増加分一般)

前記のとおり、平成二三年八月から、(二七一一)が避難した平成二四年八月までの間、(二七一一)と(二七一一～四)の世帯が分離して生活することになったのであるから、水道光熱費等の生活費が増加したものと認められる。したがって、世帯分離による生活費増加費用として、世帯分離していた平成二三年八月から平成二四年八月末日までの間、合計三九万円を認め、(二七一一)に生じた損害と認める。

(エ) 生活費増加費用(自治会費)

平成二三年八月から平成二六年四月までの間、自治会費として月額一二〇〇円を支払っていたことが認められる。このう